

緊急防除実施基準(案)について

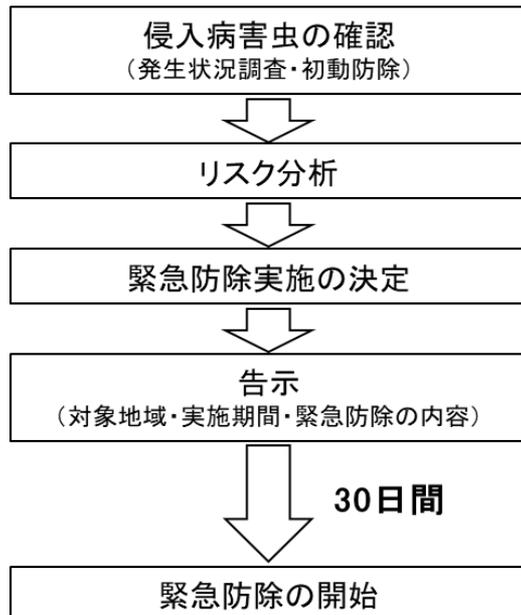
令和4年12月16日
消費・安全局 植物防疫課
農林水産省

I . 背景等

1. 緊急防除の概要(現行)

- 新たに国内に侵入した場合、若しくはすでに国内の一部に発生している病害虫が国内の未発生地域に発生した場合には、国が都道府県等と連携し、発生状況調査、初動防除等を実施するとともに、リスク分析を実施。
- この結果、侵入病害虫がまん延して、国内の有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合などには、農林水産大臣は、植物防疫法第17条に基づく緊急防除を行うこととされている。
- また、緊急防除開始に当たっては、その防除の内容(例:栽培制限、移動制限、消毒・廃棄等)などをあらかじめ告示し、30日間の事前周知期間をおくことが必要。

【緊急防除開始までの流れ】



【これまでの緊急防除の例】

防除年	対象病害虫	地域
平成21～24年	アリモドキゾウムシ及びイモゾウムシ	鹿児島県指宿市
平成22年～令和3年	プラムポックスウイルス	東京都、兵庫県等
平成27～28年	ミカンコミバエ種群	鹿児島県奄美大島
平成28年～	ジャガイモシロシストセンチュウ	北海道網走市等
平成30年～	テンサイシストセンチュウ	長野県原村

【予算の支援】

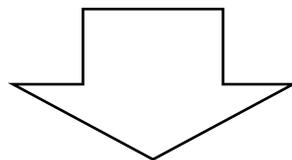
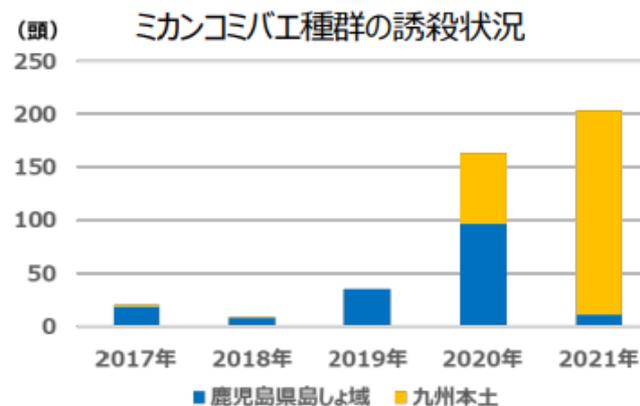
- ①防除経費(薬剤散布等)
- ②廃棄補償費※
- ③調査経費
- ④まん延防止対策経費

※ミカンコミバエ種群の緊急防除では、ミカンコミバエ種群が付着しているおそれのあるかんきつ等の買い上げ・廃棄費用を負担

2. 植物防疫法改正における緊急防除実施基準の規定の新設①

(1) 背景

- 近年、温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加により、病害虫の侵入リスクが増加している。
- こうした中、国内に存在しない又は国内の一部のみに発生している病害虫が侵入した場合には、早期発見※と早期防除が何よりも重要。
- 一方、現行の緊急防除では、防除方法が確立されていても緊急防除開始前に30日間の事前周知期間が必要であり、迅速な緊急防除の実施が困難。

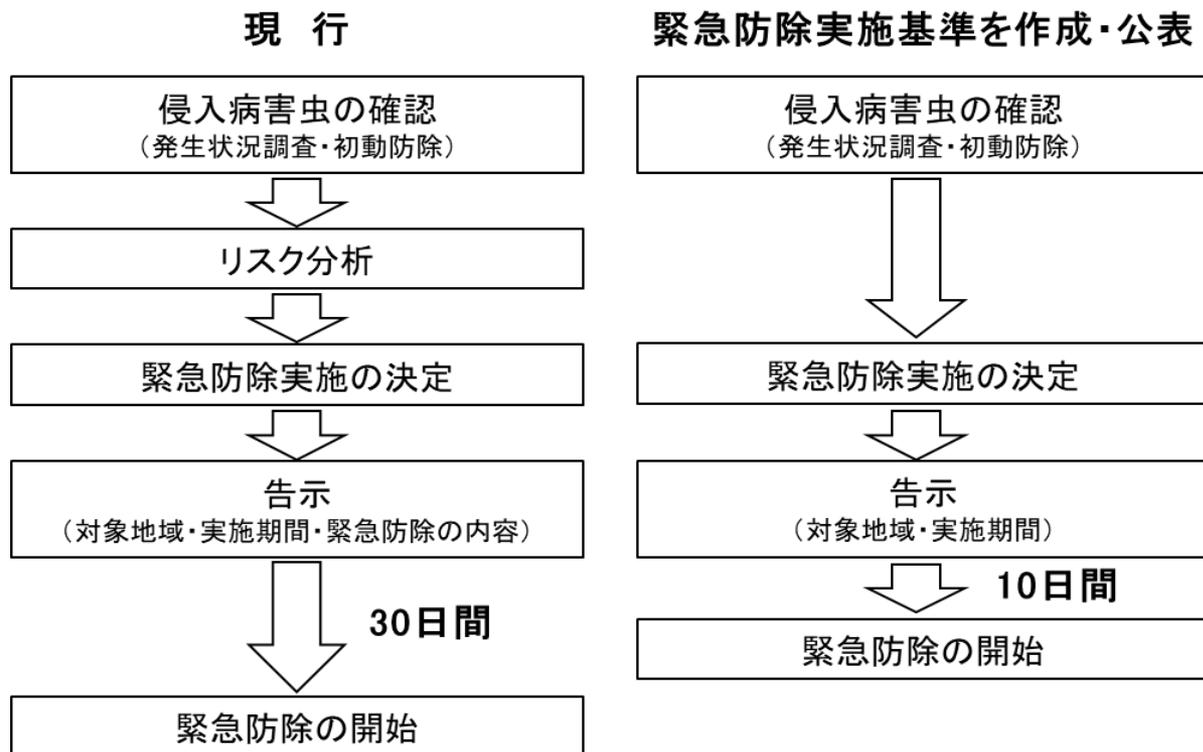


緊急防除を迅速に実施するための仕組みが必要

2. 植物防疫法改正における緊急防除実施基準の規定の新設②

(2) 緊急防除実施基準(改正植物防疫法第17条の2)

- 農林水産大臣が、緊急防除の対象となる病虫害のうち、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれが高く、かつ、行うべき防除の内容が明らかであると認められるものとして農林水産省令で定めるものについて、緊急防除実施基準を作成・公表する。
- 緊急防除実施基準を作成した場合には、緊急防除を行う際の事前周知期間を30日間から10日間に短縮することが可能となる。



(注) 緊急防除実施基準を定めた病虫害が発生した場合も必ずしも緊急防除を実施する訳ではなく、あくまで初動防除や発生状況調査等の結果を踏まえて、緊急防除の実施の必要性を判断することとなる。

3. 植物防疫法改正における緊急防除実施基準の規定の新設③

(3) 緊急防除実施基準の内容

改正植物防疫法第17条の2第2項において、緊急防除実施基準には、次に掲げる事項を定めることとされている。なお、各事項の詳細については、別途、消費・安全局長通知等により整理をする予定。

- ① 病害虫の種類(例:火傷病菌など)
- ② 病害虫の発生状況に関する調査の方法
(例:発生範囲を特定するための調査、防除効果を確認するための調査)
- ③ 防除の内容(例:栽培制限、移動制限、消毒・廃棄など)
- ④ その他防除の実施に関し必要な事項

(4) 緊急実施基準の作成対象病害虫

国内又は国内の未発生地域で新たに発生した場合に、国内の農業生産に重大な損害を与えるおそれがあるため、発生状況等を踏まえて速やかに緊急防除を実施する必要があると考えられるもののうち、過去に緊急防除等を実施した実績のあるものなど9種を対象に緊急防除実施基準を作成する。

- | | |
|-------------|----------------|
| ①ウリミバエ※ | ⑥イモゾウムシ※ |
| ②クインスランドミバエ | ⑦コドリング |
| ③チチュウカイミバエ | ⑧火傷病菌 |
| ④ミカンコミバエ種群※ | ⑨カンキツグリーニング病菌※ |
| ⑤アリモドキゾウムシ※ | |

※過去に緊急防除や根絶事業を実施したことがあるもの

II. 緊急防除実施基準(案)

1. ウリミバエ (*Bactrocera cucurbitae*)

(1) 基本情報

ア 発生国・地域

台湾、中国、東南アジア諸国、インド、ハワイ諸島等

イ 寄主植物

うり科植物の生茎葉及び生果実、トマト、マンゴウ等の生果実

ウ 被害

ウリミバエが果実に寄生すると腐敗・落果を引き起こす。



ウリミバエ成虫

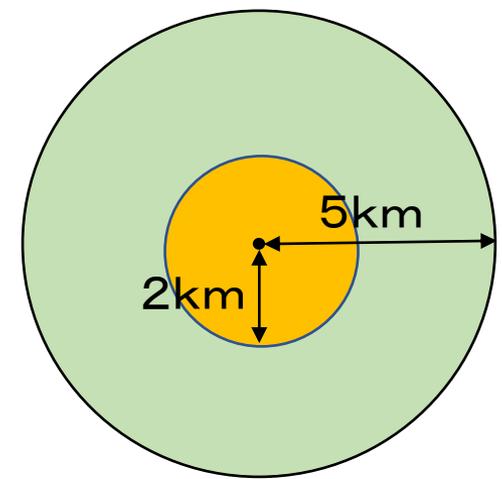


果実に寄生した幼虫

(2) 緊急防除実施基準の内容(案)

ア 発生状況の調査

- ① トラップ調査(右図の緑色の円)
ウリミバエの発見地点から半径5km以内の地域において誘引剤を用いたトラップ調査を実施
- ② 寄主果実調査(右図の橙色の円)
ウリミバエの発見地点から半径2km以内の地域において、寄主果実等を採取・切開し、ウリミバエの寄生の有無を確認



※防除区域は、発生状況等の調査及び初動防除の結果、地域の状況等を踏まえて設定

イ 防除の内容

1	作付けの禁止	—
2	移動制限又は禁止	①防除区域からの寄主植物の生果実等及びその容器包装の移動の禁止 (植物防疫官の検査の結果合格したことを示す表示を付したものを除く。) ②防除区域からのウリミバエ及びその容器包装の移動の禁止
3	消毒又は廃棄	①防除区域内の寄主植物の生果実等又はその容器包装のうち、ウリミバエが付着し、又は付着しているおそれがあるものの廃棄 ②防除区域内に存在するウリミバエ又はその容器包装の廃棄 ③防除区域内の寄主果実等の除去
4	薬剤散布	防除区域内で以下の対策を実施 ①誘殺板の設置、②薬剤の散布
5	その他	—

2. クインスランドミバエ (*Bactrocera tryoni*)

(1) 基本情報

ア 発生国・地域

豪州、パプアニューギニア等

イ 寄主植物

かんきつ類、さくらんぼ、ぶどう、マンゴウ、もも、りんご等

ウ 被害

クインスランドミバエが果実に寄生すると腐敗・落果を引き起こす。

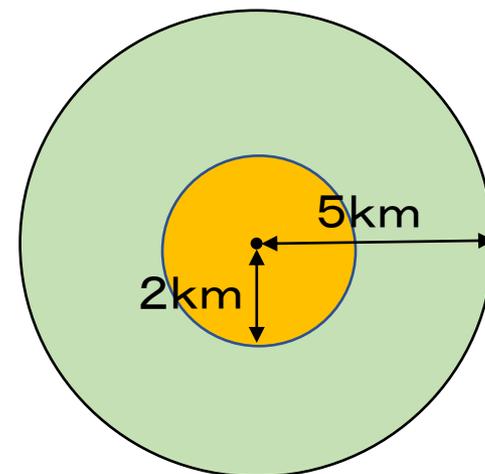


クインスランドミバエ(左:成虫、右:幼虫)

(2) 緊急防除実施基準の内容(案)

ア 発生状況の調査

- ① トラップ調査(右図の緑色の円)
クインスランドミバエの発見地点から半径5km以内の地域において誘引剤を用いたトラップ調査を実施
- ② 寄主果実調査(右図の橙色の円)
クインスランドミバエの発見地点から半径2km以内の地域において寄主果実を採取・切開し、クインスランドミバエの寄生の有無を確認



※防除区域は、発生状況等の調査及び初動防除の結果、地域の状況等を踏まえて設定

イ 防除の内容

1	作付けの禁止	—
2	移動制限又は禁止	①防除区域からの寄主植物の生果実及びその容器包装の移動の禁止 (植物防疫官の検査の結果合格したことを示す表示を付したものを除く。) ②防除区域からのクインスランドミバエ及びその容器包装の移動の禁止
3	消毒又は廃棄	①防除区域内の寄主植物の生果実又はその容器包装のうち、クインスランドミバエが付着し、又は付着しているおそれがあるものの廃棄 ②防除区域内に存在するクインスランドミバエ又はその容器包装の廃棄 ③防除区域内の寄主果実の除去
4	薬剤散布	防除区域内で以下の対策を実施 ①誘殺板の設置、②薬剤の散布
5	その他	—

3. チチュウカイミバエ (*Ceratitis capitata*)

(1) 基本情報

ア 発生国・地域

イスラエル、トルコ、イタリア、オランダ、ドイツ、フランス、ロシア、
アフリカ諸国、中南米諸国、豪州等

イ 寄主植物

かんきつ類、いちじく属、かき属、ぶどう、りんご、マンゴウ、トマト等

ウ 被害

チチュウカイミバエが果実に寄生すると腐敗・落果を引き起こす。



チチュウカイミバエ成虫

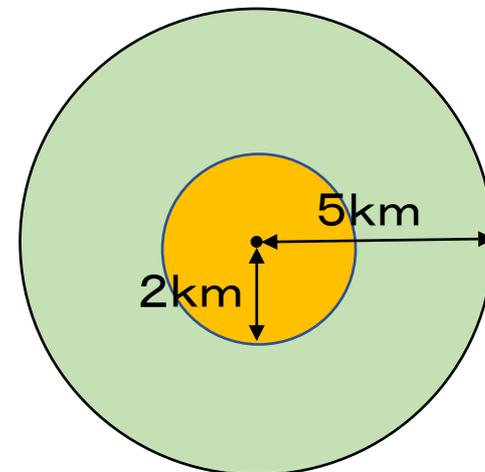


果実に寄生した幼虫

(2) 緊急防除実施基準の内容(案)

ア 発生状況の調査

- ① トラップ調査(右図の緑色の円)
チチュウカイミバエの発見地点から半径5km以内の地域において誘引剤を用いたトラップ調査を実施
- ② 寄主果実調査(右図の橙色の円)
チチュウカイミバエの発見地点から半径2km以内の地域において寄主果実を採取・切開し、チチュウカイミバエの寄生の有無を確認



※防除区域は、発生状況等の調査及び初動防除の結果、地域の状況等を踏まえて設定

イ 防除の内容

1	作付けの禁止	—
2	移動制限又は禁止	①防除区域からの寄主植物の生果実及びその容器包装の移動の禁止 (植物防疫官の検査の結果合格したことを示す表示を付したものを除く。) ②防除区域からのチチュウカイミバエ及びその容器包装の移動の禁止
3	消毒又は廃棄	①防除区域内の寄主植物の生果実又はその容器包装のうち、チチュウカイミバエが付着し、又は付着しているおそれがあるものの廃棄 ②防除区域内に存在するチチュウカイミバエ又はその容器包装の廃棄 ③防除区域内の寄主果実の除去
4	薬剤散布	防除区域内で薬剤散布を実施
5	その他	—

4. ミカンコミバエ種群 (*Bactrocera dorsalis* species complex)

(1) 基本情報

ア 発生国・地域

台湾、中国、東南アジア諸国、インド、アフリカ諸国、ハワイ諸島等

イ 寄主植物

かき、かんきつ類、びわ、ばんじろう、マンゴウ、パパイヤ等

ウ 被害

ミカンコミバエ種群が果実に寄生すると腐敗・落果を引き起こす。



ミカンコミバエ種群成虫



果実に寄生した幼虫

(2) 緊急防除実施基準の内容(案)

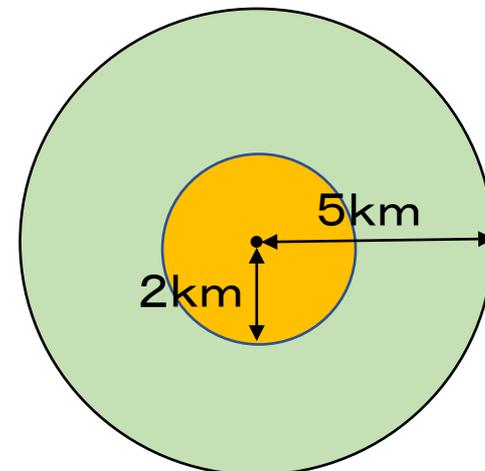
ア 発生状況の調査

① トラップ調査(右図の緑色の円)

ミカンコミバエ種群の発見地点から半径5km以内の地域において誘引剤を用いたトラップ調査を実施

② 寄主果実調査(右図の橙色の円)

ミカンコミバエ種群の発見地点から半径2km以内の地域において寄主果実を採取・切開し、ミカンコミバエ種群の寄生の有無を確認



※防除区域は、発生状況等の調査及び初動防除の結果、地域の状況等を踏まえて設定

イ 防除の内容

1	作付けの禁止	—
2	移動制限又は禁止	①防除区域からの寄主植物の生果実及びその容器包装の移動の禁止 (植物防疫官の検査の結果合格したことを示す表示を付したものを除く。) ②防除区域からのミカンコミバエ種群及びその容器包装の移動の禁止
3	消毒又は廃棄	①防除区域内の寄主植物の生果実又はその容器包装のうち、ミカンコミバエ種群が付着し、又は付着しているおそれがあるものの廃棄 ②防除区域内に存在するミカンコミバエ種群又はその容器包装の廃棄 ③防除区域内の寄主果実の除去
4	薬剤散布	防除区域内で以下の対策を実施 ①誘殺板の設置、②薬剤の散布
5	その他	—

5. アリモドキゾウムシ (*Cylas formicarius*)

(1) 基本情報

ア 発生国・地域

台湾、中国、日本(南西諸島、小笠原諸島のみ)、東南アジア諸国、
米国、豪州等

イ 寄主植物

さつまいも属、あさがお属、ひるがお属、おおばはまあさがお

ウ 被害

- ・ 幼虫は塊根に孔道をうがって食害し、被害がひどいと塊根が黒変して悪臭を放ち、苦みを増す。
- ・ 幼虫は地際近くの主茎にも食入し、その加害部分は異常肥大して木質化して折れやすくなる。
- ・ 被害を受けたサツマイモは、食用にも飼料用にも適さなくなる。



アリモドキゾウムシ成虫



幼虫による被害いも

(2) 緊急防除実施基準の内容(案)

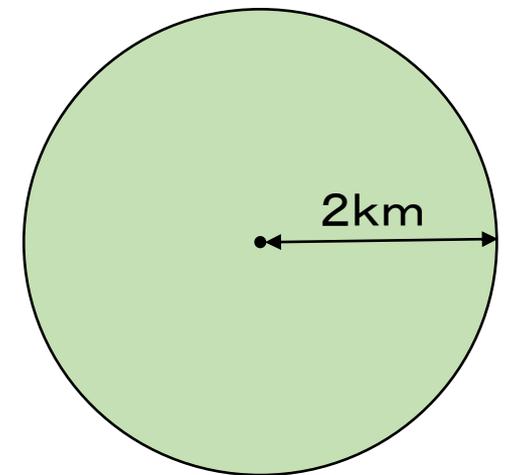
ア 発生状況の調査

① トラップ調査(右図の緑色の円)

アリモドキゾウムシの発見地点から半径2km以内の地域において誘引剤(フェロモン剤)を用いたトラップ調査を実施。このほか、半径500m以内の地域では必要に応じてさつまいも生塊根を用いたトラップ調査を実施

② 寄主植物調査(右図の緑色の円)

①と同一の地域において寄主植物の生茎葉及び生塊根等の地下部を採取・切開し、アリモドキゾウムシの寄生の有無を確認



※防除区域は、発生状況等の調査及び初動防除の結果、地域の状況等を踏まえて設定

イ 緊急防除の内容

1	作付けの禁止	植物防疫官が必要と認めるほ場での寄主植物の作付けの禁止
2	移動制限又は禁止	①防除区域からの寄主植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにその容器包装の移動の禁止(植物防疫官の検査の結果合格したことを示す表示を付したものを除く。) ②防除区域からのアリモドキゾウムシ及びその容器包装の移動の禁止
3	消毒又は廃棄	①防除区域内の寄主植物又はその容器包装のうち、アリモドキゾウムシが付着し、又は付着しているおそれがあるものの廃棄 ②防除区域内に存在するアリモドキゾウムシ又はその容器包装の廃棄 ③防除区域内の寄主植物の除去
4	薬剤散布	防除区域内において薬剤の散布を実施
5	その他	—

6. イモゾウムシ (*Euscepes postfasciatus*)

(1) 基本情報

ア 発生国・地域

中国、日本(南西諸島、小笠原諸島のみ)、米国、南米諸国、ハワイ諸島等

イ 寄主植物

あさがお属、さつまいも属、ひるがお属

ウ 被害

- ・ 幼虫は塊根等を食害し、食害を受けた塊根の内部には不規則に蛇行した孔道が走り、孔道とその周辺は黒変する。
- ・ 被害を受けたサツマイモ塊根は、苦みと悪臭を生じ、食用にも飼料用にも適さなくなる。



イモゾウムシ成虫

(2) 緊急防除実施基準の内容(案)

ア 発生状況の調査

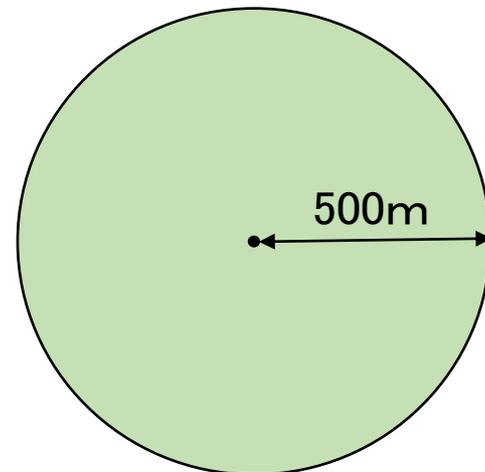
① 寄主植物調査(右図の緑色の円)

イモゾウムシの発見地点から半径500m以内の地域において寄主植物の生茎葉及び生塊根等の地下部を採取し、寄生の有無の調査を実施

② イモトラップ調査(右図の緑色の円)

①と同一の地域においてさつまいもの生塊根を用いたトラップ調査を実施

※イモゾウムシには誘引剤がないため、基本的に寄主植物調査を行うが、寄主植物のない場所又は寄主植物を除去した場所ではイモトラップ調査を行う。



※防除区域は、発生状況等の調査及び初動防除の結果、地域の状況等を踏まえて設定

イ 緊急防除の内容

1	作付けの禁止	植物防疫官が必要と認めるほ場での寄主植物の作付けの禁止
2	移動制限又は禁止	①防除区域からの寄主植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにその容器包装の移動の禁止(植物防疫官の検査の結果合格したことを示す表示を付したものを除く。) ②防除区域からのイモゾウムシ及びその容器包装の移動の禁止
3	消毒又は廃棄	①防除区域内の寄主植物又はその容器包装のうち、イモゾウムシが付着し、又は付着しているおそれがあるものの廃棄 ②防除区域内に存在するイモゾウムシ又はその容器包装の廃棄 ③防除区域内の寄主植物の除去
4	薬剤散布	防除区域内において薬剤の散布を実施
5	その他	—

7. コドリंगा (*Cydia pomonella*)

(1) 基本情報

ア 発生国・地域

中国、インド、欧州諸国、アフリカ諸国、北米諸国、南米諸国、豪州、NZ等

イ 寄主植物

りんご、なし、さくらんぼ、あんず、もも、くるみ等

ウ 被害

幼虫が果実内部を食害する。



コドリंगा成虫

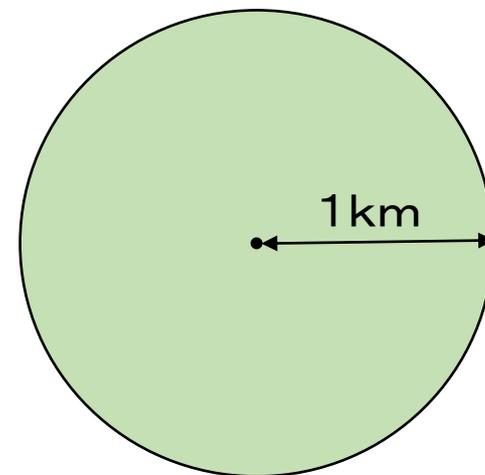


果実に寄生した幼虫

(2) 緊急防除実施基準の内容(案)

ア 発生状況の調査

- ① トラップ調査(右図の緑色の円)
 コドリングの発見地点から半径1km以内の地域(調査区域)において誘引剤(フェロモン剤)を用いたトラップ調査を実施
- ② 寄主果実調査(右図の緑色の円)
 ①と同一の地域において寄主果実等を採取・切開し、コドリングの寄生の有無を確認



※防除区域は、発生状況等の調査及び初動防除の結果、地域の状況等を踏まえて設定

イ 防除の内容

1	作付けの禁止	—
2	移動制限又は禁止	①防除区域からの寄主植物の生果実等及びその容器包装の移動の禁止 (植物防疫官の検査の結果合格したことを示す表示を付したものを除く。) ②防除区域からのコドリング及びその容器包装の移動の禁止
3	消毒又は廃棄	①防除区域内の寄主植物の生果実等又はその容器包装のうち、コドリングが付着し、又は付着しているおそれがあるものの廃棄 ②防除区域内に存在するコドリング又はその容器包装の廃棄 ③防除区域内の寄主果実の除去
4	薬剤散布	防除区域内で薬剤散布を実施
5	その他	—

8. 火傷病菌 (*Erwinia amylovora*: 細菌)

(1) 基本情報

ア 発生国・地域

韓国、イスラエル、トルコ、イタリア、英国、オランダ、ドイツ、フランス、エジプト、北米諸国、メキシコ、NZ等

イ 宿主植物

りんご属、なし属、びわ等

ウ 病徴及び被害

- ・ り病した花と葉は褐変あるいは黒変、乾燥し、ミイラ状となり枝に残存するのが特徴であり、り病枝の先端は下方に湾曲して「羊飼いの杖」と呼ばれる症状を呈する。
- ・ 病斑が主幹を取り巻くことにより樹全体が枯れることもある。
- ・ 病徴部から盛んに細菌泥を漏出することがある。



本病による枯死



「羊飼いの杖」症状

(2) 緊急防除実施基準の内容(案)

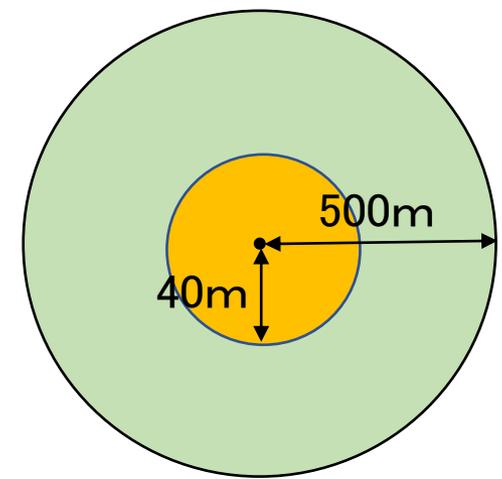
ア 発生状況の調査

① 目視調査

感染植物の発見地点から半径40m以内の地域(発生区域:右図の橙色の円)及び半径500m以内の地域(発生区域を除く。)(警戒区域:右図の緑色の円)において宿主植物を対象に火傷病の疑似症状の有無を確認

② 同定

疑似症状が確認された場合、基本的に、1)血清学的診断法→2)遺伝子診断法→3)細菌学的性状等の調査の順番に検定を実施



※防除区域は、発生状況等の調査及び初動防除の結果、地域の状況等を踏まえて設定

イ 防除の内容

1	作付けの禁止	発生区域における宿主植物の作付けの禁止
2	移動制限又は禁止	①防除区域内の宿主植物及びその容器包装の移動の禁止(植物防疫官の検査の結果合格したことを示す表示を付したものを除く。) ②防除区域からの火傷病菌及びその容器包装の移動の禁止
3	消毒又は廃棄	①防除区域内の宿主植物(病徴のない成熟したりんご生果実を除く。)又はその容器包装のうち、火傷病菌が付着し、又は付着しているおそれがあるものの廃棄 ②防除区域内に存在する火傷病菌又はその容器包装の廃棄
4	薬剤散布	防除区域内において薬剤の散布を実施
5	その他	発生区域から、防除に用いた防除資材、器具、機器等を移動する場合の消毒等

※火傷病菌を媒介するおそれのあるミツバチ等の媒介昆虫の巣箱の移動や放飼の取扱いについても検討が必要

9. カンキツグリーンニング病菌(細菌)

Candidatus Liberibacter africanus(アフリカ型)
Candidatus Liberibacter americanus(アメリカ型)
Candidatus Liberibacter asiaticus(アジア型)

(1) 基本情報

ア 発生国・地域

台湾、中国、日本(南西諸島のみ)*、インド、米国、メキシコ、アフリカ諸国等

(※国内ではアジア型のみが発生)

イ 宿主植物

かんきつ属、からたち属、きんかん属植物等

ウ 病徴及び被害

- ・ 感染樹は、症状が進むにつれて全体が黄化し、落葉、落果、枝枯れが生じ、やがて枯死する。
- ・ 感染した植物の果実は発育不良、奇形となり、成熟前に落果することが多く、着色不良となって緑色の斑紋が残る。



カンキツグリーンニング病の症状
(左:り病樹、右:健全樹)



感染樹の葉及び果実の病徴



本菌の媒介虫
(ミカンキジラミ)

(2) 緊急防除実施基準の内容(案)

ア 発生状況の調査

① カンキツグリーニング病菌(CG)

1) 目視調査

感染植物の発見地点から半径5m以内の地域(発生区域:右図の橙色の円)及び半径500m以内の地域(発生区域を除く。)(警戒区域:右図の緑色の円)において宿主植物を対象にカンキツグリーニング病の疑似症状の有無を確認

2) 同定

疑似症状が確認された場合、遺伝子診断により同定を実施

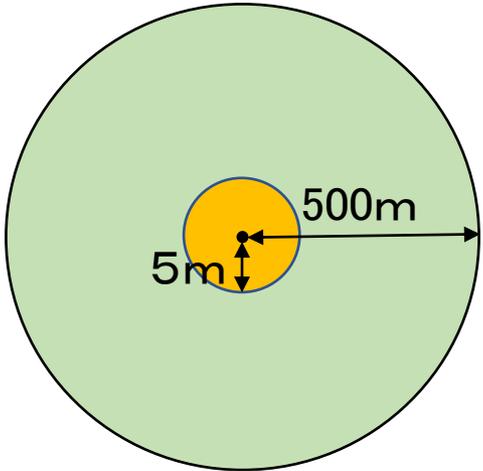
② ミカンキジラミ

1) 寄主植物調査

発生区域及び警戒区域においてミカンキジラミの寄主植物を対象としてミカンキジラミの寄生の有無を確認

2) 同定

ミカンキジラミが確認された場合、遺伝子診断によりCGの保毒の有無の確認を実施



※防除区域は、発生状況等の調査及び初動防除の結果、地域の状況等を踏まえて設定

イ 防除の内容

1	作付けの禁止	発生区域における宿主植物の作付けの禁止
2	移動制限又は禁止	①防除区域内の宿主植物、ミカンキジラミの寄主植物及びこれらの容器包装の移動の禁止(植物防疫官の検査の結果合格したことを示す表示を付したものを除く。) ②防除区域からのCG、ミカンキジラミ及びこれらの容器包装の移動の禁止
3	消毒又は廃棄	①防除区域内の宿主植物又はその容器包装のうち、CGが付着し、又は付着しているおそれがあるものの廃棄 ②防除区域内に存在するカンキツグリーニング病菌又はその容器包装の廃棄
4	薬剤散布	防除区域内において薬剤の散布を実施
5	その他	—